

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次
◇監査公告 昭和三十一年度に係る教育委員会事務局
各給与事務所の定期監査の結果公表

監 査 公 告

鳥取県監査公告第八十一号

地方自治法第九十九条の規定に基き、昭和三十一年度
に係る教育委員会事務局各給与事務所の定期監査を執
行したので、その結果を次の通り公表する。

昭和三十二年四月二十二日

鳥取県監査委員	松 本 利 治
同	荻 原 治 郎
同	小 谷 善 高
同	上 根 政 幸

監 査 簡 所 執 行 年 月 日

中部給与事務所 昭和三十一年二月十一日

監査委員 松 本 利 治

同 山 本 四 郎

西部給与事務所 昭和三十二年二月十八日

監査委員 松 本 利 治

同 山 本 四 郎

同 小 谷 善 高

同 上 根 政 幸

東部給与事務所 昭和三十三年三月四日

監査委員 松 本 利 治

同 上 根 政 幸

給 与 事 務 所

一 東部給与事務所は三十年六月より発足し、中、西部
給与事務所は昨年五月教育委員会事務局支所廃止に伴
い設置され、従来支所が所管していた小、中学校職員
の諸給与並びに旅費の支払事務を主体にその他共済組

合、教育統計等の事務を分担しているがその業務内容は極めて単純と思われる。

また一面小、中学校の人事権が県教育委員会に移管となつた現在において、これら給与事務の集中経理等簡素合理化並びに効率的執行につき関係当局の考究善処を望む。

二 中、西部事務所に於ては経費僅少のため業務運営に苦慮しているばかりでなく駐在主事との間の経費分担区分も劃然せず、また外部からは旧支所の如く誤認せられて業務運営面にも若干の紛淆が見受けられた。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認

発行日 火、金

印 發

鳥 取 県 鳥 取 市 東 町 取 県 刷 所
鳥 取 者 鳥 取 市 東 町 取 県 刷 所
鳥 取 者 鳥 取 市 東 町 取 県 刷 所